

週刊新社会

9月1日



2020年号外
野田市版

振替 00140-0-149727 1ヵ月 600円 1部 150円 42円
発行所：新社会党 <http://www.sinsyakai.or.jp/>
E-mail /honbu@sinsyakai.or.jp

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町2-10 三辰工業ビル3F Tel. 03-6380-9960 Fax. 03-6380-9963

安倍退陣に終わらせず
安倍政治の転換必要

9月議会 今日から25日まで

議員のコロナ感染で一般質問等短縮

9月議会は現職議員が新型コロナに感染した余波で一般質問時間などが短縮される。

26日に開かれた議会運営委員会は清政会から9月議会の特例として、一般質問40分（質問のみ）を30分に短縮すること、委員会での討論を省略し、議案に対する討論は本会議のみとすること、討論時間は10分を目安とすること、本会議における委員長報告も短縮することなどが提案され、決まってしまった。

スジ悪な時間制限

三密を避けるという名目だが、あまりにスジが通らない。感染議員は清政会所属である。三密を避けて議会運営を短縮させるというなら、責任の所在から自分たちの会派の質問を自粛するのが先決だ。これでは関係ない会派に共同責任を強いることになる。

このような重大なことを事前に他会派に知らせず、会議で即決を迫るやり方は一方的にすぎる。共産党委員が持ち帰って検討したいというのは当然だが、それをさせなかった。いわゆる野党委員は共産党だけだが、休憩を取ることはできるので、休憩時間中に会

派の議員と相談して対応すればよい。少なくとも異議を唱えたのだから最後まで賛成しなければよいのにと悔やまれる。

もともと清政会はその多くの議員の質問は30分もしていない。所属議員が多いので分担すればそれで済むが、一人会派はそうはいかない。一般質問の課題があっても時間がなく取り上げられないこともある。

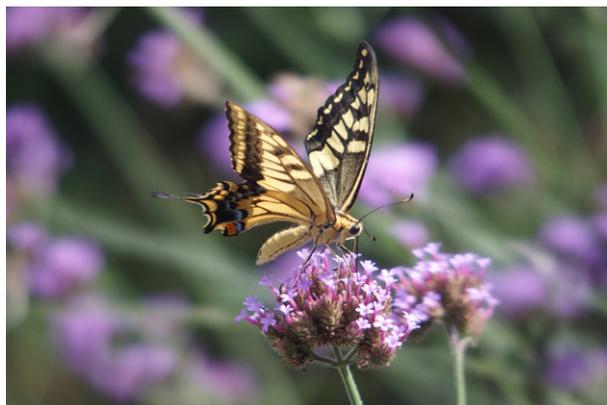
委員会での討論なしも問題で、なぜ賛成するのか反対するのか委員会議事録に残さないのは問題だ。

また本会議での討論時間制限は、一般議案なら10分で済ませ

9月議会日程

期日	開議時刻	会議	主な会議内容
9月1日・火	10時	本会議（開会）	会期の決定、議案上程、市政一般報告並びに提案理由の説明
8日・火	10時	本会議	議案質疑、委員会付託
9日・水 10日・木 11日・金	10時	本会議	一般質問
14日・月 15日・火	未定	常任委員会	議案等の審査
16日・水 17日・木 18日・金	10時	決算審査特別委員会	令和元年度各会計決算の審査
25日・金	10時	本会議（閉会）	委員長報告、質疑、討論、採決

られようが、9月議会は前年度決算の討論がある。多くの会計決算に対して一括で討論するため、10分程度でやるのはあまりにも無理というもので、当局に対しても議会の決算に対する評価がよく伝わらないという弊害が生じよう。



猛暑が続く中、咲き続ける三尺バーベナにはいろいろなチョウが蜜を吸いに来る。これはキアゲハ。

東部保育所の民間移管など議案一覧

議案第 1 号

ひとり親家庭等医療費助成金支給条例一部改正

議案第 2 号

養育者支援手当条例の一部改正

議案第 3 号

保育所設置及び管理条例一部改正：東部保育所の廃止＝民間移管

議案第 4 号

財産の無償譲渡：上記の東部保育所施設を現在指定管理者となっているアートチャイルド社に対するものと思われる。

議案第 5 号

財産の減額貸付：同様に保育所敷地の貸し付けを減額して行うものと思われる。

議案第 6 号

老人福祉センター改修工事請負契約の締結

議案第 7 号

一般会計補正予算第 5 号

議案第 8 号

国民健康保険特別会計補正予算第 1 号

議案第 9 号

介護保険特別会計補正予算第 1 号

議案第 10 号

後期高齢者医療特別会計補正予算第 1 号

議案第 11 号

下水道事業会計補正予算第 1 号

認第 1 号

令和元年度一般会計決算認定

認第 2 号

令和元年度国民健康保険特別会計決算認定

認第 3 号

令和元年度下水道事業特別会計決算認定

認第 4 号

令和元年度用地取得特別会計決算認定

認第 5 号

令和元年度介護保険特別会計決算認定

認第 6 号

令和元年度次木親野井特定土地区画整理事業特別会計決算認定

認第 7 号

令和元年度後期高齢者医療特別会計決算認定

これらのほかに高規格救急自動車購入契約や学習用端末購入契約、教育委員選任が予定されている。

感染防止のための確認事項決める

26 日の議会運営委員会は新型コロナウイルス感染防止のための確認事項を概要、下記のように決めた。

1 議員の登庁可否について

感染者は保健所等の指示による入院や隔離期間終了翌日から 14 日間は登庁しない。

濃厚接触者は接触から 14 日間

は登庁しない。

上記以外は体温測定など健康管理を徹底し、発熱や強いだるさ、息苦しさの症状がある場合などは登庁を自粛する。

2 本会議

密を避けるため、採決を行う最終日以外は定足数を基本に出席者を調整し、本会議に出ない議員はライブ中継を視聴する。ただし、議事録署名議員は常時出席する

3 傍聴

本会議傍聴については 24 人までとし、委員会の議員や市民の傍聴も人数制限する（4 階議員ロビーでの傍聴とする）

*

なお、パソコンやスマートフォンで議会中継が、ライブ（やっている時だけ）、録画で視聴できる。

野田市での原爆の絵展が終わった。来年の今ごろは国連核兵器禁止条約の発効確実か。

